

瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が保護者の経済的負担の軽減を図るために、保育料及び入園料（以下「保育料等」という。）を減免する場合に、瀬戸市が設置者に対し行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、幼稚園に在園する瀬戸市に住民登録している園児（毎年4月1日現在の満年齢が3歳、4歳及び5歳の園児並びに毎年4月2日以後翌年3月31日までに満3歳に達した園児）の保護者に対し保育料等を減免する設置者であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 設置者を構成する者が、暴力団又は暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有しないこと。
- (2) 暴力団員が、設置者の役員となっていないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、園児一人につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、同時就園児の補助金の額の合計が別表に掲げる額の合計に満たないときは、別表に掲げる額を補助金の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度分として保護者が納付すべき保育料等の額が、補助金の額に満たない場合は、その納付すべき保育料等の額を限度として補助するものとする。

(年度途中の入退園)

第4条 年度の途中で私立幼稚園に入退園した場合には、別表の右欄に掲げる額を15で除して得た額に保育料の支払い月数に3を加えた数を乗じて得た額を補助するものとする。

- 2 前項の額は、百円未満を四捨五入するものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 設置者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付（変更交付）申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付し、1月10日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業（変更）計画書（様式2）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（様式3）
- (3) 補助金対象者名簿（様式4）
- (4) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類（幼稚園園則等）
- (5) 市民税の課税（非課税）証明書又は市民税の納税通知書（写）

ただし、瀬戸市が市民税の課税内容を確認できる世帯については、省略することができる。

- 2 変更交付申請の場合には、入園届（様式5）、退園届（様式6）、休園届（様式7）又は転入・転出届（様式8）を合わせて提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、補助金交付(変更交付)申請書(様式1)の提出を受けたときは、補助金の交付(変更)の可否を決定し、交付決定(変更)通知書(様式9)により、設置者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 設置者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の交付決定を受けた後、請求書(様式10)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(減免措置の方法)

第8条 第6条の交付決定を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、減免措置の方法(様式11)を市長に報告するものとする。

(実績報告書等の提出)

第9条 補助事業者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月5日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式12)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、補助事業者に関係書類の提出を求めることができるものとする。

(書類の整備)

第10条 補助事業者は、保育料等を減免したことを明らかにする証拠書類(様式13)を整備しておくとともに、減免を行った年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

(調査)

第11条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は職員を派遣して調査させることができるものとする。

(補助金の打ち切り及び返還)

第12条 市長は、補助事業者又は園児の保護者が不正な手段を用いて補助金を受給した場合は、補助金の支給を打ち切るとともに、期限を定めて補助金の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

対象園児の属する世帯区分	補助限度額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者及び小学校1年生から3年生までの兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児、小学校1年生から3年生までの兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
		(市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯については兄・姉の年齢制限なし)	
A 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
B 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 272,000 円	年額 290,000 円	年額 308,000 円
C 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
※B・C世帯のうちひとり親世帯等	※年額 308,000 円	※年額 308,000 円	※年額 308,000 円
D 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 115,200 円	年額 211,000 円	年額 308,000 円
※D世帯のうちひとり親世帯等	※年額 217,000 円	※年額 308,000 円	※年額 308,000 円
E 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯	—	年額 154,000円	年額 308,000円

備考

- 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算するものとする。
- 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定するものとする。
- ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とします。
 - 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
 - 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
 - その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者